

議案第141号

指定管理者の指定について

上越科学館条例（平成18年上越市条例第1号）第8条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
上越科学館	東京都渋谷区渋谷2丁目12番19号 新東産業株式会社 代表取締役 小出 修一	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで